

ESG/サステナ用語 その4

【 エンゲージメント (対話) 】

エンゲージメントとは、「対話すること」「関わること」をいい、ESG投資の世界では、機関投資家と投資先企業が、企業が抱えている課題の解決や経営戦略などについて、建設的な**対話**を行うことをいいます。

エンゲージメントの方法としては、ミーティング、書面でのやり取りなどがあります。何度エンゲージメントを行っても有意義な進展が見られない場合などには、他の投資家との協働介入や総会で議案提出などを行うことがあります。

具体的なエンゲージメントのテーマには、**気候変動**や**人権**、**生物多様性**などがあげられます。例えば、気候変動問題は2015年のCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択されたパリ協定以降、各国で目標が掲げられたことにより、いまや企業にとっても取り組まなければならない重要課題となっています。企業の長期的な成長には、環境においてビジネスモデルをネットゼロ*へ移行する取り組みが必要になっています。そのため、エンゲージメントを通じ、企業に対してネットゼロへの着実な道筋の策定を促進する対話が実施されています。

中長期的な視点で企業の課題に取り組み、働きかけ、企業行動を変革させることで、企業の**持続的な成長**が期待できます。投資家にとっては持続可能な社会の実現と運用パフォーマンスの向上の両方が期待できるため、エンゲージメントはESG投資において非常に重要な活動といえます。

*温室効果ガスあるいは二酸化炭素(CO₂)の排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること

PICK UP

パリ協定

エンゲージメントの主要テーマである気候変動ですが、重要なキーワードに「パリ協定」があります。2015年12月、フランスのパリで開催されたCOP21において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という世界共通の長期目標が掲げられました。パリ協定の目標を達成するために、各国が気候変動の課題に取り組んでいます。



エンゲージメントの方法(例)



※上記はエンゲージメントの方法の一部であり、すべてを表したものではありません。

出所:各種情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: **上限3.85%(税込)**

換金時手数料: **換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。**

信託財産留保額: **上限0.5%**

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): **上限年率2.09%(税込)**

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

- ※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。
- ※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。
- ※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。
- ※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

230307JS用語コラム#4